

「滋賀県医療費適正化計画(案)」の概要

[計画期間] 平成30年度～平成35年度(6年間)

1 計画策定の趣旨

県民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国の策定した医療費適正化基本方針に即した計画を策定する。

2 計画の位置づけ

・高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づく法定計画
・「健康いきいき21」「滋賀県保健医療計画」「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」および「滋賀県国民健康保険運営方針」との調和を図る

2 計画の基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして～

計画の構成

第1章 医療費適正化に関する基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医療費適正化計画の基本理念
- 3 他の計画等との関係

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 医療費の動向
- 2 病床数
- 3 医療機能の現状
- 4 在宅医療
- 5 生活習慣病に分類される疾患の状況
- 6 特定健康診査およびメタボリックシンドロームの状況
- 7 たばこ
- 8 後発医薬品
- 9 人口推移等
- 10 医療費の今後の見通し

第3章 目標と取り組むべき施策

- 1 目標
 - (1)住民の健康の保持の推進に関する目標
 - (2)医療の効率的な提供の推進に関する目標
- 2 取り組むべき施策
 - (1)住民の健康の保持の推進
 - (2)生活習慣病の発症予防、重症化予防
 - (3)その他の医療費適正化に向けた保険者の取組支援
 - (4)医療の効率的な提供の推進
- 3 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力
- 4 医療に要する費用の見通し

第4章 計画作成のための体制の整備および達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
 - (1)関係者の意見を反映させるための体制の整備
 - (2)市町との連携
 - (3)保険者との連携
 - (4)医療の担い手等の取組
 - (5)県民の取組
- 2 達成状況の評価
 - (1)進捗状況の公表
 - (2)評価の活用

1. 目標

(1) 健康の保持の推進に関する目標

健康の増進

- (ア)たばこ対策に関する目標
- (イ)肥満者の減少に関する目標
- (ウ)食事バランスに関する目標
- (エ)運動習慣に関する目標
- (オ)食事を噛んで食べる時の状態に関する目標
- (カ)予防接種に関する目標

生活習慣病の発症予防、重症化予防

- (ア)特定健康診査の受診率 70%以上
- (イ)特定保健指導の実施率 45%以上
- (ウ)特定保健指導対象者の割合の減少率 25%以上

(エ)糖尿病の重症化予防

各年度の新規透析導入者数が181件以下

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

後発医薬品の使用促進

後発医薬品使用割合 80%以上(H32年度)

医薬品の適正使用の推進

- (ア)重複服用者(3医療機関以上)や多剤投与(15種類以上)の対象者に指導を実施
- (イ)電子お薬手帳の推進 県民の20%以上

2. 取り組むべき施策

(1) 健康の保持の推進

健康なひとづくり

- ア 栄養・食生活
- イ 運動・身体活動
- ウ 休養・こころの健康
- エ 喫煙
- オ 飲酒
- カ 歯・口腔の健康
- キ 予防接種に関する施策の推進

健康なまちづくり

- ア 健康を支援する住民活動の推進
- イ 健康を支援する社会環境整備

(2) 生活習慣病の発症予防、重症化予防

特定健康診査および特定保健指導等の推進

- ア 集合的な契約の活用等の推進
- イ 県民に対する啓発の実施
- ウ 医療保険者と市町等による健康づくり対策等との連携
- エ 保健事業の人材の育成
- オ 生活習慣病の重症化予防の推進
- カ 保険者間連携の推進

糖尿病の重症化予防

- ア 医療につなげる受診勧奨の推進
- イ かかりつけ医と連携した保健指導の推進
- ウ 重症患者に対するかかりつけ医と専門医との連携した治療

(3) その他の医療費適正化に向けた保険者の取組支援

(4) 医療の効率的な提供の推進

病床機能分化と連携の推進

医療福祉・在宅看取りの推進

- ア 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進
- イ 在宅療養を支援する医療資源の整備・充実とネットワーク活動の促進
- ウ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成とスキルアップの仕組みの構築
- エ 本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- オ 在宅療養を支援する多職種・多機関連携をコーディネートする拠点機能の充実
- カ 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進

後発医薬品の使用促進

- ア 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会の活用
- イ 差額通知の実施
- ウ 後発医薬品の安全性、有効性の確保

医薬品の適正使用の推進

- ア 重複・頻回受診者に対する指導
- イ かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局の機能強化および電子お薬手帳の普及促進

医療に要する
費用の見通し

県民医療費
4,084億円
(平成26年度)

(施策無し)
(施策効果)

4,878億円
(平成35年度)

4,824億円
(平成35年度)

適正化の効果
54億円